

質問第二号

蘭増産と地方還元に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年十月二十日

油井賢太郎

参議院議長 松平恒雄殿

二

繭増産と地方還元に関する質問主意書

日本再建の爲に輸出振興を図らなければならない事は、官民挙げての声であり、輸出貿易に純國産品としての生糸、絹織物の増産の重要性は益々強調されるのも亦当然である。然るに、此の目的達成の爲、繭の増産が必要で有るにも拘らず、政府の企図する程の実を挙げ得ないのは、洵に遺憾に堪えない。此の原因は種々あらうが、増産に対し非常なる熱意を示して居る地方自治体並に製糸業者に報ゆる方策を確立する事が、肝要ではあるまいか。地方自治体並に製糸業者が努力して優秀なる蚕種を創造し、養蚕家と緊密なる連繫を図つて増産に努力しても、その果実で有る繭を他の府縣所在の製糸業者に廻される制度の如きは、この際徹底的に改めるべきではないか。此の意味で繭の需給調整は、各府縣單位の意向を充分に汲み取り、出來得る限り各府縣で増産の実の挙げた各府縣に還元配給すべきである。政府當局の所信を伺ひ度